

草津市教育委員会会議録

令和2年5月定例会

(5月27日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	川那邊 正
	委員	檀原 泉
	委員	中西長雄
	委員	稲垣明美
	委員	松嶋 徹也

議事参与	教育部長	居川 哲雄
	教育部理事（学校教育担当）	畑 真子
	教育部副部長（総括）	南川 等
	教育部副部長（中学校給食整備担当）	宇野 秀樹
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	武村 彰
	教育部副部長（学校教育担当）	作田 まさ代
	教育総務課長	森下 康二
	生涯学習課長	上原 香織
	スポーツ保健課長	織田 泰行
	学校給食センター所長	馬場 英樹
	スポーツ大会推進室長	藤崎 篤
	歴史文化財課長	岩間 一水
	草津宿街道交流館長	八杉 淳
	児童生徒支援課長	竹田 敏彦
	学校政策推進課長	上原 忠士
	教育研究所長	藤井 泰三
事務局	教育総務課課長補佐	門脇 弦太

開会 午後 3時00分

- 川那邊教育長 それでは、ただいまから草津市教育委員会5月定例会を開会いたします。議事に入ります前に4月定例人事異動に伴い、教育委員会に出席する事務局のメンバーも、新たになりましたことから、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。
- 教育部長 はい。教育部長の居川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育部理事 教育部理事、畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育部副部長
(総括) 総括副部長の南川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育部副部長
(中学校給食整備担当) 中学校給食整備担当の副部長の宇野でございます。よろしくお願いいたします。
- 図書館長 図書館担当副部長で図書館長を兼務しております武村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 学校教育課長 学校教育担当副部長ならびに学校教育課長を拝命いたしました作田でございます。よろしくお願いいたします。
- 教育総務課長 教育総務課課長森下と申します。よろしくお願いいたします。
- 生涯学習課長 失礼します、生涯学習課長の上原忠士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- スポーツ保健課長 失礼します、スポーツ保健課長の織田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 学校給食センター所長 学校給食センター所長、馬場でございます。よろしくお願いいたします。
- スポーツ大会推進室長 失礼します、スポーツ大会推進室、室長の藤崎です。よろしくお

願います。

歴史文化財課長

歴史文化財課長岩間でございます。よろしくお願いいたします。

草津宿街道交流館長

草津市宿街道交流館と本陣の館長でございます八杉です。よろしくお願いいたします。

児童生徒支援課長

失礼します、児童生徒支援課長の竹田と申します。よろしくお願いいたします。

学校政策推進課長

失礼します、学校政策推進課長上原です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育研究所長

教育研究所所長藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川那邊教育長

それでは議事に入ります。

—————日程第1—————

川那邊教育長

日程第1「会期の決定について」であります。本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議がないようですので、5月定例会は本日1日限りいたします。

—————日程第2—————

川那邊教育長

次に日程第2、「4月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付されて熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議がないようですので、7月定例会開会録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

川那邊教育長

次に日程第3、「教育長報告」に移ります。

まず、5月12日、市内の元校長が、強制わいせつ事件の被疑者として逮捕されました。容疑は、平成31年4月27日と、令和元年、7月22日のAさんへのわいせつ行為です。今回の件は、校長という立場にありながら、このような行為および、また逮捕されるという、絶対にあってはならない許されない事件でございます。大変遺憾であり、事の重大さについても深刻に受け止めております。被害者の心痛を思いますと大変心苦しく、心からお詫びを申しあげます。また、子どもたちや保護者、市民、更には多くの方々に御迷惑や御心配をおかけするとともに、教育への信頼や期待を裏切る結果になってしまったことを申し訳なく思っております。今後の再発防止に向けて、その対策をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。また、教育委員会、市内校長はじめ、全教職員が一丸となって、日頃の教育活動を通して、信頼回復に取り組みたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。本市の臨時休校は、全国に緊急事態宣言が出され、また、市内での感染者も増えてきたことから、5月31日までの延長としていたところですが、5月8日付の「臨時休業期間の延長に伴う登校日等の対応について」では、5月11日以降の週に段階的な登校日を設けることが出来る旨、県教委から通知がありました。長期における家庭生活で子どもたちのストレスも溜まっていること、また、家庭での学びについても、指導が必要なことから、本市においても、段階的なところについて検討し、5月14日木曜から29日金曜の間に、各学校において児童生徒1人当たり4回から6回程度の登校日を設けることといたしました。もちろん、感染防止対策には万全を期すことは大原則で、分散登校や学校における密に配慮しながら行っております。この時期に、子どもたちの心や体を徐々に慣らしていくことが、6月1日の再開への円滑なスタートに繋がると思います。実際、6月1日に来た子どもたちからは友達と会えて楽しい、勉強も頑張りたいなど心をわくわくさせていたと聞き、ほっと

しました。教員も久しぶりに子どもたちに出会い、元気が戻ってきたようです。登校日での様子や課題を整理し今後、6月1日からの学校再開が円滑に進めればと思っています。

次に、5月14日から6月4日にかけて、学校経営および人事に関する訪問を実施していることについてです。例年であれば、教育長、教育部理事、教職員系の係員等が学校訪問を行いすべての学校の授業を参観するとともに、校長から学校経営や、年度末人事の定着状況などについて聞き取りを行うのですが、今年は、授業参観ができず、校長、教頭に来庁してもらって、状況を聞いているところです。その中で、校長からは、草津の学校教育、令和の四改革や教職員の強みを生かした組織力向上への方途など、しっかりとした学校経営が構想されていることを感じています。最後に、1年で最もさわやかな季節。そして、6月1日からは学校再開。これからの充実した教育活動を期待し、教育長報告とさせていただきます。それでは、委員の皆様の方から5月にあった教育全般に関する事項で、御意見、御感想等がございましたらお願いします。

檀原委員

はい。それでは、私の方から、5月の事案の二つのことについてお話をさせていただきたいと思います。一つ目は、通学路についての話です。ちょうど1週間前の水曜日、隣の栗東市で小学3年生の児童がダンプカーに轢かれて亡くなるという痛ましい事故がございました。場所は金勝小学校のすぐ近くの県道だったのですが、正午を少しまわったところに事故があったそうです。ひょっとして新型コロナの事態がなかったら、授業の昼前の時間があったかもしれないと思うと、非常に痛ましい気持ちになりました。それにも関連するのですが、最近、自分のところの長男が小学一年生になったという保護者の方が、SNSで、通学路の悩みを投稿されるのを目にいたしました。自宅からちょうど今、集団の分団で登校されているわけですが、集合場所までの経路に自動車がよく通るちょっと暗いトンネルがあって、集合場所まで1人で小学一年生の子どもの行かなければならない中で、できれば別の集合場所とか、また分団の変更ができたらいいのにどうしたらいいだろうみたいな投稿でした。そういう中でちょうどその場所っていうのは隣の学区との境目に近い場所で、今までそこから通っている子どもがいないような地域であったために、なかなか事前の対応ができなかったということがあったようです。それで、学校に相談されたのです

けれども、通学路とか分団とかいうのはなかなか勝手に学校で決められないと、そこでやはりPTAの方とも相談しながら話をしなければならぬのでちょっと時間かかるかもしれませんよみたいな話があったそうです。ですがSNSっていうのはすぐパッとみんな目にするので、PTA会長の方とか、草津市の市議員さんが目にされまして、何とかしようということで動いてはくださったようです。その件はそれでよかったのですが、最終的にどうなったかちょっと把握してないのですけど。ただやはりそういうふうに、いろんな事情が重なって、特にその子どもさんは小学校に行くっていうのが初めてやしそれからそういうちょっと離れたところから通うっていうようなこともあって、偶然いろいろ難しい状況があったのですけど、おそらくそういうことがあるかもしれないと思うのが僕らの仕事やと思っています。また通学路っていうのは、大人が通る分には安全だと思っても路肩にひびが入っていたり何らかの事情でちょっと怖い、またトンネルで子どもだと見えにくい暗さみたいなどころがあるかもしれません。この辺はやはりしっかりと、このニュースからどう対応するかなんですけども、やっぱり通学っていうのはいろいろ担当の方がおられて、話し合っただけで決められたり線引かれたりしているわけなのですが、やはり、どっかで抜け道がないかということを考えるのは大事なことだと思いました。特にやっぱり新学期になってまだ学校に十分通えていない中での話ですので、是非また6月以降に活かせるように考えていかなければならないという話の一つ目です。

二つ目の話は先ほどもちょっと悲しくて聞きたくもないような話ですが、5月12日の報道にもありましたように、市内でああいう事件が起こってしまったということについて私からも触れたいと思っています。当該の校長先生は2月の人事案件の中で退職されたということは私たちも知っていたわけですが、ですけどもそのようなことが起こっていたっていうのは実は知らなかったのです。それで、どういう内容だったかというのは報道が13日の新聞に載ってありましたので、大体こういうことやったということは聞きました。そのあとに、またどういうことだったのですかということで、こちらの方に参りまして、畑理事の方から実態の流れや対応について伺いました。その中で、特に一番大事にされたのはその被害を受けられた方がしっかりとこの後も続けて仕事に復帰されること、また今後もそれがちゃんと支障なくいけるようにするっ

ていうことの中で聞き取りをされたということで、非常に十分、人権について注意をされての気配りをされたということでしたし、またそれは最終的に県教委の方で、事態についての処分を行うということもあり、最終的には2月に加害校長に6ヶ月の停職という処分があり、本人がそれを受けての退職をしたという話でした。その後被害を受けられた方が弁護士の方と相談されての告発がありまして、その告発を受けての対応というふうに繋がっていたということをごさいます、その間です聞き取りをされた資料とか音声のファイルはすべて警察の方にすべて提出されて、現在、捜査が続いているということの話です。市教委の対応としましてはですね、県教委の処分がおりた2月の段階で報道機関による報道がおそらくされる、通常でしたらされることになるわけです。そういうふうに、予想があってそれに合わせてすべての対応を開始するという事を考えておられたようやったので、私たち教育委員の方にも、そういうことが伝えられるチャンスがそこであったのですが、結果的にその機会がなくなっちゃったみたいな、本来そこで知らせるべきところには知らせるべきだったと思うのですけどもそういう形でした。経過にいたしましては、私の知る範囲ではそういうことです。ここからは私の意見ですけれども、今回の事件を受けて、当該小学校の児童や保護者の方、また先生方、地域の方々、また市内の各学校、市内の教育関係者や市内の住民にも、大変大きなショック、それと同時に怒りがあったと思います。私も同じです。また報道の中の文面の中には、市教委の対応について問題視するような内容も書かれておりました。これは、あくまでその報道をされた方と、取材を受けられた被害者との中でのやりとりの中で、太線で書くようなことを書いたり、その辺には編集の意図も感じられるようなところでありましたが、これは、まだまだこれから問題になる可能性もありますので、皆さんでしっかりと注目しなければいけないとは思っております。この件は私自身もこういう立場でありますし、責任のあることとして、この件がちゃんとしっかりとした結末と誰もが納得するような対応をしていかなければならないというふうな必要性を感じているところです。そのために、職場内でのハラスメント事案の対応について（SDGsによる考え方）という形で、13項目についての改善の提案書、私の案ということですがけれども、畑理事の方に当日、お話を伺った時にお渡しをいたしました。是非、また検討いただいて、変えられるところ

は是非変えていただけたらなと思っておりますし、私自身、草津の男女共同参画市民会会議い〜ぶんというところのメンバーでおりまして、こういうような事態を看過することができないという立場におります。ですからしっかりとした対応を、そういう面でもしていけないといけないなと思っております。その中で提案書の中の骨子は四つありまして、一つ目は、まずこういう事件性を有するハラスメントの事案につきましての聞き取りはおそらく、組織内で対応するにはちょっと困難だと思います。例えば、おなじ職場で働いたことあるかもしれない先生が犯罪を行ったり、またその被害を受けた方々に聞くっていうのは苦渋のことになりますし、冷静に対応出来るという保証というのはなかなか難しいです、人間ですから。それに、教育者としては教育的対応ということが一番にやっぱり考えてしまいますので、これはもう本当に地獄に行かせるようなことになると思います。ですから、こういうことは必ず警察もしくはハラスメントをしっかりと対応出来る専門性を有する人が聞き取りを行うということをして欲しいということが一つ目の骨子です。二つ目の骨子は、ハラスメントっていうのは最近いろいろ言われておりますが、ハラスメントだけでなく、多様な性や発達障害、発達障害のグレーゾーン、生活困窮などで、いろいろ苦しい生き方、生きづらいことで人権的に擁護しなければいけない人たちがいっぱいいる中で、そういう情報とか知識とかをしっかりとみんながアップデートして、最新版の情報で、ひとびとに接することが出来るようにというのは、これは教育者だけでなくて市の市長も含めてですけれども、全員がそういうことに、しっかりとやっていく必要があるのではないかということが二つ目です。それから三つ目は、ハラスメントっていうことは、主に懲戒処分にするっていうことを共通認識として持っていくっていうことも大事だと思っております。先日、検事長が麻雀の事件で、やり玉に上がっておりますけれども、それよりもっと言えば、心を殺すようなこと、ハラスメントっていうのは決して許されるものではない。それが1回でもあった時には、しっかりと対応しなければならないし、罰を受けるっていうことも、共通認識としてしっかりと持っていきたい。四つ目は、ハラスメント事案だけでなくて、学校現場や教育委員会の中が相談しやすく、働きやすくて風通しのよい風土としていくっていうことも大事なことやと思います。おそらく、被害を受けられた先生は何ヶ月間も苦しい思いを続けられていたと思います。や

はりそのときに、何か話せるような風土があつて欲しかったなつていうふうに思ったりします。それはあつたのかもしれませんが、是非もっと改善しろんな意味で、言い合える、また相談し合えるような風土をつくっていくということが大事なんじゃないかなと思います。一応、私の提案の中の骨子はこういうことなのですが、今回の事件以降ですね、被害者はもちろんのことですが、被害者と加害者の聞き取りを行っていただいた先生方、本当に苦しい日々を送っていただいたと思うと本当に胸が痛みます。また加害の校長先生も、これまで月々行ってこられたすばらしい仕事が一気に全部ゼロになってマイナスになって、本当にもう生きる勇気もなくすようなことになったと思います。そういうことのないようにしていかなければいけません。本当にこれからも重い荷物を背負っていくのですが、でも私たちはそれでとどまっていはいけないと思います。やはり、草津市がこれまで培ってきた素晴らしいこと、それから先生方の素晴らしい力、子どもたちの本当に素晴らしい力をどんどん伸ばしていけるような教育を、これから私達は続けていかなければいけません。過去のこととは過去のこととしてしっかり区切りをつけ、また改めるところを改めて最終ジャッジしていきたいと思っております。そのために、これからもみんなで力を合わせていきたいと思うのでいろいろ大変な時期ではありますがでも勇気を持って進んでいきましょう。私の話は以上です。

中西委員

失礼します。私も4月の定例会議等で、そのあと、その時も休ましていただいたりして、ちょっと体調も悪かったのですが、特にコロナウイルスの感染防止ということで、この3月ぐらいから3月4月、5月、6月ですね。何ヶ月間かの間に、私に関わっているいろんな展覧会、或いは研修会、そういったものがほとんどなくなってしまいました。先ほどからも、学校の授業時数のことであるとか、そういったことで、いろいろご協力いただいているわけですが、例えば草津市の生涯学習課に関わっていることと言いますと、展覧会がなくなったり、或いは草津の美術協会の研修会、展覧会が延期になったり県の美術協会展のなくなったり、他にもいろいろ、我々が発表する場っていうのがほとんどもう中止、延期というようなことになっています。子どもたちは、そういった場があまり縁のないように思われるかもわかりませんが、実は私こう見えています。4月から子どもたちが学校に行けへんようになっているっ

ていうのは学習ができないということ、それから友達と会えないってことです。あるいは、もっと大事なのが自分を発表する場や自己主張する場がなくなっているのではないかということの特に思っています。私も前からちょっと申しあげていることがあったと思うのですが、自己表現する場を子どもたちに保障してやるってことはものすごく大事なことだと思います。授業時数が少なくなったりするっていうのはある程度回復出来ることがあるかも知れませんが、何か子どもたちが発表する場、機会、それからいろんな種類ですね、そういったことを保障するということが非常に大事なのではないかなというふうに思います。今テレビを見ていても何か制限を加える自粛というようなことが、どんどん出てきているわけですけどもどっかで子どもたちが伸び伸びと自分を自己表現する場っていうのを保障してやっていく方向でないと、この休みの間のことが何も良い事がなかったなというようなことになってしまうのではないかなと思います。それから今この話で言いますと、例えば高校野球も夏の大会がなくなってしまいました。これはもう高校野球に関わっている子どもさんにとっては、自己表現の場がなくなってしまっており代わりになるものはないわけです。インターハイも同様です。そういったものを何とかうまく子どもたち、生徒たちが自己表現出来る場っていうのを何かの形で設定できないかなというふうに思いますし、今の子どもさんに限らず今の自分が認められないというようなことでは夢が持てないと思うのです。夢が持てないとやっぱり先のことをどんどん縮小して考えてしまいますので、何か子どもたちにとって夢が持てるような取組、行事、そういったことができないかなと思います。

そして、子どものテレビ等でも見ている最近の新しい意見で、ニューノーマルというような話が出ています。ニューノーマルというのは、今までと違う新しいあり方、創造的な社会を作っていくというようなことで今までにない社会をこのコロナの影響を受けて作っていくことが必要ではないかといろんなことが言われています。我々はこうして誰も経験したことないような、思い出に残るというか、すごいことが今起こっているわけですけども、そういう中で今後どうしていくかっていうことは、これから少しずつ考えていかなければならない事だと思います。それから今日の話でもありましたが、元に戻るということがよく言われるのですが、授業

時数を戻すあるいは、これまで、今までできなかったから今度解除になったら戻していこうというようなことがありますけども、あんまり戻すことばかり考えているのではなく、戻さなくてもまた新しい何か創生といいますか新しいものを作っていくというような、そういうつもりで取り組んでいけたらいいなと思います。今回のことを機に、また新しいいろんな取り組みができていくことを願っております。以上です。

稲垣委員

失礼します。コロナウイルス対策での休校が3月から4月、5月と続いている中で、最近通学路から子どもたちの元気な声を聞き、登校する姿を見て明るい兆しが見え、ほっとする場面をここ数日感じさせていただいております。中学生も部活がないので、自主練と言って自分たちだけで走っていたりする姿を見かけると、早く普通が戻るといいなというのが今でございます。それで、市教委の方もいろんな対策を練っていただいているところをいろんなSNSの中で見させていただきました。おすすめ時間割をうまく活用して作るということで、実際やっている姿も見させていただきました。それからお家でチャレンジということで、国語算数理科社会体育などの動画、ビデオも作成いただいたと思います。流れるのは15分ですが作成するには3日、4日かかったであろうな感じで見させていただきました。それから、校長先生からメッセージっていうのは5月15日に流れておりました。小中学校の校長先生から子どもたちへの思い、いろんな形でそれぞれの校長先生の特徴を出しながら、本当に気持ちが伝わるメッセージだったなと思いました。一つ残念なのは、何で保育園や幼稚園の園長先生のメッセージはないのだろう。そこが私はやっぱり、子どもたちも待っていたのではないかなと思うので、小中ばかりじゃなくそっちにも焦点を当てていただけるとよかったなというふうに感じました。

それからお家でプログラミング、家で遊ぼうチャレンジタイムという楽しい活動なんかもいろいろ載せていただいて、携帯で見られますので子どもたちもそれをちらちらと見ながら過ごしたのだろうなと想像させていただきました。先ほども、80%の回復を目指すという、課長さんからお話を聞いていろいろ努力していただいている姿がよくわかりました。ただ、3月4月5月その時期にしか学習できない内容っていうのがございます。1年生でしたら

アサガオ、2年生でしたら夏野菜、5年生でしたらメダカの飼育。そういったものも家庭の協力を得て、こんなに大きくなったよっというミニトマトの成長を見せてもらいました。先生が子どもたちの出られない田植えをされている姿を見させていただきました。いろんなところで、みんながいろんな協力をしながらやっている姿というのは、子どもたちにも伝わっているだろうと思いますけれど、その時期にしか学習できないというのをどう取り返すのかなというのはまたこれから追々、迫っていかれることだろうと思いました。

また、6月1日から再開となったときに、やはり学校の生活リズムですね、今日も30度を超える暑さですがこの中で、生活リズムを確立して4月当初の段階に戻って進めなければいけないしんどさやそれから仲間づくり、学校行事、修学旅行なんかも延期となっている部分がありますし、水泳は、全部中止にしましょうとかそういう形で出ております。ただ、やっぱりその中で、運動会や校外学習など3密を考えるととても難しいことだとは思うのですが、机上の学習ばかりでなく、楽しい活動というのも工夫してあげて欲しいなと思っております。くれぐれも学校の独自性を保ちつつ、学校間の格差のないように、この学校はすぐれてやってくれているよこの学校やってないようなことのないように、もう今SNSの時代ですから、どんどんいいことも伝わりますけど、悪いことの方が早く伝わっていきますので、どうぞ子どもたちの平等な教育ということを念頭において、やっていただけたらなと思いました。

それからもう一つは先ほど職務代理者が全部言ってくたさったので私はありがたかったなと思っておりますけれども、綱紀の粛正です。不祥事っていうのはゼロっていうことはなかなか難しいことだろうと思います。毎年数件の不祥事が特に草津市で報告されるのは多くなっていうのは感じております。ただ、今回わいせつ事件という中で、大変女性管理職の先生も増やしていただいておりますし、やっぱり風通しの良い職場が何よりだろうなと思います。しかし、やはりオンラインとかそういうのがすごくこれから流行っていくだろうと思うのですが、やはりその学校に足を一歩踏み入れないと、雰囲気やちょっとおかしいぞっていうのは感じないと思います。このような時期ですのでなかなか学校訪問は難しいですけれども、今は人事訪問をできないため校長の来庁で聞いているとおっしゃいました。なかなか校長の立場で来たら、悪いこと

は隠したい良いことは伝えたいと思いますので、そういうところも難しいです。しかし、そんな中で管理職は戦っています。やっぱりそこを正していただくのが教育委員会だと思います。規律も大事だと思います。しかしやっぱり顔と顔を合わせたいろんな活動が大事ではないか。例えば、総務課から荷物を届けに行った時、あれっと思ったことはやはり上司に伝えるのは必要じゃないのかと。こんな待遇でセーブしてくれたっていうこともありますけれども、ほっとしたことは伝えておくと、次また訪問された時にその目で見ますので、そういう連携は出来るのではないかなと。不祥事がある度に研修をやります。やらなければ、県が認めてくれませんから。でも、机上の空論を幾らやっても解決はしません。ゼロにならないのですから。そういうところで連携して、察知したことはお互い伝え合え、悩みを吹っ飛ばせたらいいと思うのですが、大事かっていうのを今回のことでよく思いました。職務代理者がきちんと教育長、教育委員に伝えていただけたことがよかったなど思っております。どうぞ、大変かと思いますがよろしくお願いいたします。

松嶋委員

僕の方から発表します。まず5月に入りまして、滋賀県では非常事態宣言の解除をされまして学校では、分散の登校から開始されるなど子どもたちにとっては本当に少しずつですけれども日常を取り戻しつつあるのかなと思っています。僕も実際、今小学校二年生と幼稚園の保護者ですけど、やっぱり近所の子も含めて学校へ行って帰ってきた時にすごく喜んでいる姿っていうのを見ていまして、学校再開をすごく子どもたちも喜んでいて、保護者としてもすごくありがたいなと思います。あと休みの期間中に関しても、どういうことをしていたらいいかですとか、市教委の方でもいろいろホームページの方に記載をしていただいたりしていたので、ありがたかったなと思います。6月から学校も再開されるに当たって、子どもはすごく喜んでいる様子であったのですが、その反面、やはり保護者の方からは休校に際して、学習が遅れる不安、あとコロナによる感染の不安、夏場の熱中症に対する不安、不安づくめだった状況でございまして、やはり耳にするのが、先ほども臨時の協議会でも少しお話ししましたが、まだ決まっていないが噂のような形でこういうふうになるのではないかとといったような話があったりなど、やはり、保護者も自分の子どもをすごく思

っている立場ですので、子どもを守るためにどうしたらいいのかを自分たちですごく考えていたのですが、なかなかそういった情報が出てこないというところがすごく不安に思っておりました。先ほど臨時の協議会の方でも申しあげましたけれども、市教委の方でも通達をしたくてもできなかった状況というのがあると確認をしましたので、今後も決まった、今どんどん決まっていっている事柄があるというのも汲み取れましたので、そういったことに関してはどんどん、保護者の方にも、メールであったりですとかプリントの配付であったり、そういった形でどんどん不安を一つずつ取り除くような内容をスピーディーにやっていただければなというふうに感じております。

あとはやはり、私個人的によく海外の方とお話をするのですが、日本は段々感染が落ち着いていますけれども、海外の状況っていうのはまだまだ予断を許さない状況っていうのが多くありまして、その中で自分も気になったのが、ある国では自粛をあえてしないで全員に免疫をつけさせて、この事態を乗り切っていくというふうな事例もあるのです。その結果、4月の時点でその抗体の検査をしたところ、結局数字モデルのとおりいかず、7%ほどしか抗体が獲得できてなくて、感染したとしても抗体が作られず、自然の免疫で治っていたりあるいは、抗体が作られたとしても持続する期間が短いなど、ワクチン自体の作成とかも難しいのではないかっていうような研究の結果も出ていまして、やはり今後コロナを撲滅していくというような形ではなくて、つき合っていくっていう形で対応を求められてくるのではないかと思っています。そういった考えにも立った時に、やはり第二波が来た際、休校になったとしてもどういうふうに教育の体制を進めていくのかというのを今回、休校のやり方を改めて振り返り、第二波が来た時にどういうふうな体制を整えたら大丈夫なのかっていうところも、どんどん体制を整えた上で決まれば保護者への通知を今後していただければなと感じております。

あとは先ほどもお話が出ていましたけれども、元校長先生の事件の報道、寝耳に水ではありまして、大変残念な気持ちにはなりました。ただ私も、一保護者で、なかなかこういった手続きで進んだのかということもあまり詳しくも知らないもので、私が感じたのは本当の子どもたちのケアであったり、働いていらっしゃる教員の方々のケアであったり、あとはもう本当に再発の防止に向けて、今

回なぜこの報告をもっと早くあげられなかったのかとか、今度どうしていったらこういうことが減らせ、なくせるのではないかっていうところをもっと専門の方は、今回の檀原委員もそうだと思うのですが、専門的な知識を持っている方にもどんどん入ってもらった上でなくせる活動っていうのをしていただければなど切に願っております。私からは以上になります。

川那邊教育長

ありがとうございました。それでは教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

川那邊教育長

次に、日程第4、付議事項に移ります。
それでは、「議第24号 臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議第24号 臨時代理の承認を求めることについて」を教育総務課の森下から御説明いたします。議案書は、2ページから6ページを御覧いただきたいと思います。まず3ページを御覧いただきたいと思います。これは、去る5月13日に行われました、5月の臨時市議会において提案されました、令和2年度草津市補正予算のうち、教育関係予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められておりましたが、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委員規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理を務めていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課より御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

学校政策推進課長

はい。学校政策推進課の上原でございます。5月の議会において提案されました補正予算につきましては、国の方針であります、GIGAスクール構想の加速による学びの保障に基づくものであります。1人1台端末の整備について、当初は令和5年度までに達成するとされていましたが、その端末整備を前倒し、今年度中にすべ

ての小中学生に1人1台の整備の実現を目指すことになりました。そのため、本市におきましても、少しでも早期に1人1台環境を実現させることで、多様な子どもの一人一人の個性や置かれている状況に最適な学びを保障し、子どもたちの生きる力としての情報活用能力、および学力の一層の向上を図りたく、本年度中の1人1台環境の整備を目指すため、必要になる予算について増額するものでございます。以上、誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます。どうぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長

はい。それではただいまの説明につきまして、何か御意見・御質問ございますか。はい、どうぞ。

檀原委員

今回のGIGAスクールの構想が前倒しになったということなんですけれども、この事業につきましての今回の大体の見込みというのが今わかっていたら教えてください。

学校政策推進課長

はい、学校政策推進課の上原でございます。当初の小学校5年生6年生、中1の1人1台端末については、8月末までに整備しまして、2学期、9月から活用が出来るかなと思っております。この5月の補正分の全ての小中学生に当たる小学校1年生4年生中2中3については、12月末ぐらいを予定しております。

檀原委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

川那邊教育長

他ありませんか。
では、本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

はい。異議もないようですので、議第24号は承認されたものと認めます。

次に、「議第25号 令和2年度草津市一般会計予算の補正予算案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」および、「議第26号 令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は関連する議案ですので、まとめて審議させてい

たきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

はい、教育総務課の森下です。議案の方ですが、6ページから13ページでございます。こちらの議案につきましては、6月5日に開催されます予定であります、6月定例市議会に対し、教育委員会に関連する令和2年度一般会計補正予算、および令和2年度学校給食センター補正予算を提案するに当たりまして、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められていることから、あらかじめ本委員会の御意見をお聞きするものでございます。なお、補正予算の内容につきましては、それぞれの担当所属より御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

スポーツ保健課長

はい。スポーツ保健課織田でございます。本日の配付資料の9ページ、令和2年度一般会計補正予算を御覧ください。上段、一般会計算入では売り払い収入として、1億3595万円を計上するものでございます。内容といたしましては、県道下笠大路井線道路拡幅整備事業を受けまして、野村町財産区財産野村運動公園グラウンドの一部が買収されることとなりますが、この代替として、当運動公園内にあります、旧市民体育館跡地2078㎡を譲渡することに伴う不動産売り払い収入を計上するものでございます。また、下段でございます、一般会計歳出、学校給食センター繰出金については後ほど、学校給食センター特別会計補正予算において、給食センター所長から一括して御説明申しあげます。当課からは以上でございます。

学校政策推進課長

はい。学校政策推進課の上原でございます。先ほどの議第24号と同様に、GIGAスクール構想に係る補正予算でございます。災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、すべての子どもたちの学びを保障出来る環境を早期に実現するのに必要となる予算について増額するものでございます。具体的には、学校からの遠隔学習機能の強化を考えております。学校にウェブカメラ、マイクを整備することで、授業の配信を可能にし、学校と児童生徒が同時双方向でやりとりを円滑に行うことができます。すなわち、感染症等により学校での授業が行えない状況下でも、子どもたちの学習を保障するもの

です。また、家庭学習のための通信機器整備支援については、Wi-Fi環境が整っていない家庭の児童生徒に対し、モバイルルーターを貸与し1人1台端末の家庭学習での活用を図るとともに、オンライン授業を行うことが出来る環境を整備することで、感染症等により、学校での授業が行えない状況下でも、子どもたちの学習を保障するものでございます。当課からは以上です。

学校給食センター所長

学校給食センターの馬場でございます。私からは一般会計から学校給食センター特別会計繰り出しおよび学校給食センター特別会計の補正予算について御説明申しあげます。13ページを御覧ください。下段の学校給食センター特別会計の歳出から御説明申しあげます。このたび新型コロナウイルスの影響で市内の小学校在校者が休校になったことに伴い、学校給食の提供も中止となりました。学校給食停止期間の内、令和2年3月におけるパン代と牛乳代にあたる292万3000円については製造できなかった分として事業者へ補償するものとしそのために必要になる予算について増額するものでございます。

次に、上段の歳入を御説明させていただきます。歳入の内219万2000円については、学校臨時休業対策費補助金として292万3000円の4分の3が充当されるというものでございます。また、一般財源にあたる73万1000円につきましては、先ほど申しましたように9ページに記載しております、一般会計からの繰り入れによるものでございます。誠に簡単ではございますが説明になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長

それではただいまの説明につきまして御意見、御質問、ございませんか。はい、どうぞ。

松嶋委員

はい。リモートの学校からの遠隔学習機能の強化についてお伺いしたいと思うのですが、環境を整えるのもすごく大事で本当に第一想定と思うのですが、今の休校の時の緊急時だけという形ではなく、その時になって急にやろうと思っても、やはり事前に何度かやったりトライなどをしたり、普段からやっておいた上でないといざ休校になってからやり始めるとしても、なかなかうまくいかないと思うのですね。これに関してはどんどんトライアンドエラーでやってみて、駄目なところはどんどん改

善してっていうのを、何か緊急時だけで行うのではなくて何かちよつとずつでも普段から行えたらなと思っているんですけど、なんかそういった部分っていうのはどういう方法で、改善していこうっていうのは問題がちよつと教えていただければと思います。

川那邊教育長

はいどうぞ。

学校政策推進課長

はい、学校政策推進課の上原です。今言っていたように緊急時だけではなくて、例えば長期休業中でありますとか、家庭学習で、模擬体験をやっていただくというような、そういう試みも始めていきたいと思っておりますし、市内の小学校では、本来学習のテストというような形で始めている学校もありますのでその選定、推進の方に課題であるとかそれらを集約して、緊急時に即対応出来るようなものをしていきたいと思っております。この状況についてはまずは環境整えるということをしていきたいと思っております。

川那邊教育長

他にも御意見ございませんか。はいどうぞ。

檀原委員

こういうハードを整えていただいて、環境がなかなか整備の難しい御家庭においても、こういうことが実現出来るように進めていただいていることに対しては非常にありがたいなと思っております。やっぱり実施する中で、いろいろ障害になるケースが出てくるかと思うのですけれども、その際、場合によっては教育委員会部局だけではなくて、場合によっては福祉とかいろんな費用的なサポートが得られる工夫がないかということも含めて是非御検討いただいて、ハードはそうだったけど、なかなかスタートできないという状況が克服されるように、また本来、いろんな意味でのコンセンサスを周知出来るようにですね、市民やいろんなところでも協力いただけるような体制でみんなが応援しようっていうことに繋がるように、是非また心がけていただけたらありがたいなと思っておりますので、いろいろ大変と思いますけれどもよろしく願います。

川那邊教育長

他に御意見ございませんか。

はい。それでは意見もないようですので議第25号および議第

26号については、意見なしとして市長に回答することにいたします。

次に、「議第27号 草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長

はい。教育総務課の森下でございます。議案27号について御説明を申し上げます。議案書は14ページからでございます。15ページを御覧いただきたいと思っております。こちらの条例案につきましては、6月5日開会予定の6月定例市議会に対し提案するに当たりまして、先ほどの議案と同様に本委員会の御意見をお聞きするものでございます。16ページを御覧いただきたいと思っております。この度、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市民への影響を考慮しまして、令和2年6月に支給予定の市長と副市長および教育長の期末手当を0にするため、支給額の特例についての条例を定めるものでございます。以上、誠に簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長

はい。ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますか。それでは意見もないようですので、議第27号は、意見なしとして市長に回答することといたします。

次に「議第28号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

はい、教育総務課の森下でございます。議第28号について御説明を申し上げます。議案書は18ページからでございます。まず19ページを御覧いただきたいと思っております。こちらの条例案につきましても、先ほどの議案と同様に6月定例市議会に対し、提案するに当たりまして、本委員会の御意見をお聞きするものでございます。

続きまして、隣の20ページの方を御覧いただきたいと思っております。

各公共施設につきましては、それぞれの条例に基づき、管理運営を

行っているところでございますが、新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止等で、やむを得ず施設の使用許可等を取り消しせざるをえない問題が発生した際の規定が様々であったことから、それぞれの施設の管理条例に使用許可等の取り消しおよび免責の規定の整備を行うものでございます。取り消し規定については、災害により施設が必要できなくなった場合、および新型コロナウイルス感染拡大防止等、公益上必要のある場合といった緊急に使用許可の取り消しを行うための形を整備しております。また、免責事項につきましては市に責のない事態である場合に、責任を負わないことを明確にするため、条例に規定する必要があることから改正を行うものでございます。なお、この改正条例のうち当委員会の所管につきましては、図書館、アミカホール、草津クレアホール、教育研究所、社会体育施設、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣でございまして、それぞれの改正内容につきましては、27ページ以降の新旧対照表をご参照いただきますようお願いいたします。誠に申し訳ございませんが、新旧対照表の中で36ページと37ページについては、補足がございましたので、先ほど机の上に置かせていただいたA4のものを御覧いただきたいと思います。

川那邊教育長

はい、ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。

檀原委員

はい

川那邊教育長

はい、どうぞ。

檀原委員

すいません。今まで各施設を利用されている方々におきましては、こういう利用に関してのルールの変更というのをやはり知らないままに来られることあると思いますので、こういう点が変わりましたということで、是非どの館におきましても掲示いただいて、今後支障のないように是非工夫いただけたらと思っておりますのでよろしく申し上げます。

川那邊教育長

他に御意見ございませんか。

それでは意見もないようですので、議第28号については、意見なしとして、市長に回答するものといたします。次に、「議第29

号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を行います。

スポーツ保健課長

はい。「議第29号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」スポーツ保健課織田が御説明申し上げます。55ページ、56ページを御覧ください。草津市スポーツ推進審議会につきましては、草津市スポーツ推進審議会に関する条例第2条の記載のとおり、スポーツ推進に関する重要事項について調査、審議する等の任務を有しており現在、令和2年8月31日を任期とし10名の委員を委嘱しております。この度、3名の方から、各所属機関での異動等に伴い退職希望があり、新たに推薦をいただいたところです。また、当条例第6条では、補欠委員の任期は前任者の在任期間にする旨と規定がございますので、8月末までの残任期間について記載の3名の方に草津市スポーツ推進審議会委員を委嘱することにつき、当条例4条の規定により、お諮りするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので議第29号は原案通り可決いたします。次に、「議第30号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。はい。

教育研究所長

はい。「議第30号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」教育研究所藤井が説明申し上げます。議案書の59ページおよび60ページを御覧ください。運営委員会委員につきましては、草津市立教育研究所規則第7条の規定により、委員を委嘱または任命しているものでございます。このため、現委員の任期が5月30日で満了となりますから、新たに委嘱および任命を行うものでございます。なお、委員の任期は規則第7条第2項の規定により、2年となっております。

令和2年6月1日から令和4年5月31日までとしております。
以上、簡単ではございますが御審議賜りますようお願い申し上げます

川那邊教育長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。御異議はございませんか。はい。異議もないようですので、議第30号は原案通り可決いたします。

次に、「議第31号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

はい。「草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」お願いします。63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページでございます。小学校は志津小学校、草津小学校、渋川小学校、老上西小学校、玉川小学校、南笠東小学校、笠縫小学校、笠縫東小学校、常盤小学校、草津中学校、玉川中学校、松原中学校の小中学校になっております。任期は令和2年5月27日から令和3年3月31日までのものでございます。69ページには、草津市学校運営協議会規則ということで第6条、保護者、地域の住民、対象学校の運営に資する活動を行う者と、それぞれの者を委嘱し任命するものでございます。御審議賜りますようよろしく願いいたします。

川那邊教育長

はい。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。はい、どうぞ。

檀原委員

そんなに大きな話ではないですけども、備考欄に書かれている、どういう委嘱であるかということが、割と地域によって、それぞれまちまちだという印象があります。1ヶ所だけちょっと、まちづくり協議会の名前はもう変わってしまっているところが前の名前で書いてあるところがありまして、玉川小学校になるのですけれども、そういうこともありますし、またどここの代表と書かれている場合、組織の代表という意味と、そこのメンバーの中から代表して来ています、何々の代表という意味もあるかなと思います。その辺は、別に大した問題ではないのですが、また、その辺も含め検討いただけたらと思っております。特に、今すぐ直す必要がある

かというところというわけではないのですが、ちょっとそういう印象を持ちましたということでございます。以上です。

川那邊教育長

それでは御異議はございませんか。異議のないようですので議第31号は原案通り可決いたします。

次に「議第32号 第2期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長

はい。「議第32号 第2期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて」スポーツ保健課織田が御説明申し上げます。71ページ、72ページを御覧ください。現在の草津市スポーツ推進計画につきましては、平成28年3月に作成し今年度末で、その計画期間を終えようとしております。この間、その計画に基づき本市スポーツの推進に取り組んで参りましたが、諮問の主旨に記載してありますとおり、東京オリンピック、パラリンピックや国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催を控える今後は、市民の方に対する関心や機運がますます高まってくると考えられます。これまでのスポーツの取組の成果や課題を検証するとともに、令和3年度からの5年間に取り組むべきスポーツ推進の方向性や施策等を定めた第2期草津市スポーツ推進計画を策定するため、草津市スポーツ推進審議会に諮問することについてお諮りするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長

はい。それではただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございませんか。御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第30号は原案通り可決いたします。

————— 日程第4 —————

川那邊教育長

それでは、日程第5、「報告事項」に入ります。
事務局より報告願います。

教育総務課長

はい。報告事項の1「令和2年度監査等実施計画」について御説明申しあげます。報告書は、2ページからございまして、令和2年4月1日付で代表監査委員より、草津市教育委員会教育長宛に監査等の実施計画について通知をいただいたところでございます。3ページを御覧いただきたいと思っております。まず1番目の監査の基本方針でございますが現在、新型コロナウイルス感染症の影響により国や地方公共団体を取り巻く財政環境がこれまで以上に厳しい状況にある中、本市におきましても、社会保障関係費の増加が伴いまして行財政運営が一層厳しいものと予想されているところございまして、令和2年度の監査に当たっては、内部統制の体制の整備や運用状況を着眼点として、監査を実施するとされているところでございます。

次に2番目、4ページになりますが、各種監査等の実施方針でございますが、こちら教育委員会に関わる部分につきましては、(1)の定期監査と(2)の随時監査でございます。(1)の定期監査につきましては、基本的には前年度の事務および事業を対象として実施されるものでございます。(2)の随時監査の内、工事監査につきましては、計画、設計、積算等が適正であり、合理的に効率的に行われているか、評価につきまして実施されるというところでございます。具体的な監査の計画につきましては、6ページを御覧いただきたいと思っておりますが、6ページの令和2年度の監査等実施計画表のとおり、教育委員会の定期監査につきましては、4月と5月に、計画表に記載の小中学校と幼稚園、子ども園また、1月には教育総務課、学校給食センター、児童生徒支援課が対象になっております。監査等の実施計画につきましては以上でございます。

続きまして8ページからの報告事項に定期監査についての報告を申しあげます。こちらは、令和2年3月26日付で監査委員から教育長宛に監査結果の報告がございまして、記載の4所属を対象にそれぞれ監査が実施されたところでございます。監査結果と指摘事項に対する対応につきましては、それぞれの所属から御報告をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

スポーツ保健課長

はい。スポーツ保健課織田でございます。報告事項(2)「定期監

査結果の報告について」当課としましては、資料9ページから14ページでございます。まず、9ページを御覧ください。スポーツ保健課では9ページ中段1の(1)にございます重点項目、振興大会推進、行事、誘致、スポーツチャレンジデーをはじめとする4つの項目について監査を受けました。

13ページを御覧ください。13ページの下段でございますように、監査結果といたしましては事務の執行状況について、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されたと報告結果をいただいております。一部に改善、変更を要する事項もございますので適切に対応して参ります。

14ページの上段を御覧ください。具体的な検出事項といたしましては、監査項目の学校体育推進費でございます。指摘にある内容は、当課が事務局を所管しております、小学校体育連盟、中学校保健体育連盟に委託しております、小中学校の体力向上プロジェクト、ジュニアスポーツフェスティバル、小学校教員体育実技講習会の各委託事業について事務局として、各事業実績書類が整理してあるものの発注者として市に対しその実績の提出が不十分であったことから、実績報告で確認すべき資料を契約時の仕様書であらかじめ明示し履行確認を行うことや複数事業を一契約している場合には、事業別経費の報告を求めるなど御指摘を受けたものでございます。

これらの改善に向けましては、昨年度の実績報告から取り組んでおりまして、今後も適宜適切に対応して参りたいと考えております。以上でスポーツ保健課からの報告とさせていただきます。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課の上原から報告申し上げます。

報告書は15ページから19ページでございます。生涯学習課につきましては主として、平成30年度分について社会教育推進費と文化振興費のうち、市民文化芸術活動支援事業費を重点項目として監査を受けました。

監査結果につきましては、19ページを御覧ください。事務の執行状況については、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認めていただいたところでございます。なお、軽微な事項につきましては、口頭により指導いただきましたことから課内で共有をいたしまして、改善につなげていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが御報告させていただきます。

たきます。

図書館長

はい。続きまして、図書館の武村から定期監査の結果につきまして、その内容を報告いたします。報告書は、20ページから24ページでございます。当館につきましては、平成30年度分の方における草津市図書館本館および南草津図書館南館の管理運営費を重点項目として監査を受けました。監査の結果につきましては、概ね適正に事務執行なされており、財務処理についても適正に実行されているとお認めいただいたところでございますけれども、一部改善、検討を要する事項が見受けられるとの指摘がありました。そのうち当館の運営上で定めております、様式の一部につきまして、規則への掲載ができてない点を指摘いただきましたことから、昨年度中に当該規則を改正し、様式の規則の明示を行いました。また本館に3つございます、会議室の施設使用料の取り扱いにつきまして、公金収納の保管期間が長いことや、現金保管に係るマニュアルの不備を指摘いただきましたことから、これらの点を改善し今年度から実施をいたしております。以上、簡単ではございますが図書館からの報告といたします。

学校教育課長

はい。学校教育課作田でございます。当課の定期監査結果について報告いたします。資料は25ページを御覧ください。今回の監査では、1番の(1)、重点項目3点について監査を受けました。

その結果、27ページ3番でございますが、概ね適正に執行されておるといふふうに御報告いただきましたが、一部改善、検討を要する部分につきまして、口頭による指導を受けました。具体的な御指摘につきましては28ページでございます。草津市中学校文化部活動補助金についてでございますが、この補助金の交付要綱の規定に定めのない経費、および年度をまたいでの経費の算入が認められましたので、現在当課は、補助金の見直しとその業務のマニュアルのチェックリストの徹底を図るべく、進めているところでございます。当課の報告といたしましては以上でございます。

生涯学習課長

続きまして報告事項の3、草津市地域学校協働活動推進委員、通称地域コーディネーターの委嘱につきまして、生涯学習課の上原が御説明申し上げます。

報告書の30ページを御覧ください。本市では、平成10年度よ

り地域協働合校推進事業を実施し、平成27年度からは7校の小学校において、平成28年度からは、市内14校すべての小学校におきまして、地域コーディネーターを設置したところでございます。平成29年3月の社会教育法の改正によりまして、教育委員会による地域と学校の連携協力体制整備や地域住民等と学校の情報共有や助言等を行う地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備がなされましたことから、昨年度より、地域コーディネーターを法律に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱をさせていただいております。今年度につきましても、各小学校長から御推薦いただきました方々16名につきまして、4月から委嘱をさせていただいたところでございます。なお、各校の実情によりまして1校で3人体制のところもありますことから、14学区16名の委嘱になっております。以上、簡単ではございますが御報告させていただきます。

図書館長

報告事項4「図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則につきまして」図書館の武村から御報告申しあげます。

報告書は32ページから36ページでございます。この規則につきましても、草津市立図書館本館でございます3つの会議室の利用について利用料を徴収することになった平成26年度の4月1日に制定、公布し同年7月1日から施行しておりますけれども、そのうち、使用料の減免申請する際の減免申請書と使用料の還付をする際の還付申請書のそれぞれの様式の明示がございました。本件につきまして先日、受検いたしました定期監査におきまして、当該様式を申請者に明示することができていないことから、当該規則の整備、改正をするよう指摘を受けました。これに鑑み、図書館会議室と使用料の徴収等に関する一部を改正し、当該様式を即時、明示したものでございます。以上、誠に簡単ではございますが報告事項4図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則につきましてもの報告とさせていただきます。

教育総務課長

続きまして、報告事項5から8、「草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱について」「草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱について」「草津史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱について」「草津市埋蔵文化財発掘調査

等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱について」御説明をさせていただきます。

報告書は38ページから45ページを御覧いただきたいと思えます。これまで、臨時職員の雇用に関する規定につきましては、それぞれの要綱について定めがございましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行しましたことから、この臨時職員に関する要綱が不要となったことからこの要綱を廃止するものでございます。以上、報告事項5から8とさせていただきます。

学校教育課長

続きまして、報告事項9でございます。資料は46ページになります。「草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を廃止する要綱について」でございます。同要綱の改正につきましては、昨年度の3月定例教育委員会で御審議いただきました案件に関わるものでございます。この4月から、学校事務について、共同により処理することが出来るよう、草津市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正、および草津市公立学校事務の共同実施に関する規程の制定について承認いただき公布等行いましたので、不要となった要綱を廃止したものでございます。以上、誠に簡単ではございますが報告とさせていただきます。

学校政策推進課長

報告事項10、11について、学校政策推進課上原から報告させていただきます。「草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」と「草津市英語検定料補助金要綱の一部を改正する要綱について」でございます。

本市では小学校4年生から6年生まで漢字検定、中学校1年生から3年生が英語検定を受検しております。報告事項の9にありますように、漢字検定においては今年度も、漢字検定を小学校4年生から6年生まで受検するというところでございますので、期日を令和3年3月31日ということに変更させていただいています。

また、英語検定について、令和元年度は、株式会社ベネッセコーポレーションのGTECとGTEC Juniorというものを使って4技能を見ておりましたが、今年度は、ベネッセコーポレーションのGTECおよび東京書籍の標準学力調査を実施したいと考えております。それに伴いまして補助金が2650円。そして、中1に対して1000円ということになっております。簡単ではご

ございますが報告とさせていただきます。

教育総務課長

はい。報告事項12「寄付受け入れ報告について」御説明申し上げます。報告書は56ページでございます。仲野磨由美様から、本棚を草津中学校に御寄付いただきました。また、株式会社京都銀行様からは、トイレトペーパーを市内小中学校、全校に御寄付をいただきました。最後に、常盤小学校の卒業生の一同様から、ボールキャリアとハイパーポンプを常盤小学校に御寄付をいただいたものでございます。報告事項は以上でございます。

川那邊教育長

それではただいまの報告事項につきまして、御質問等はございませんか。はいどうぞ。

檀原委員

各種の監査を受けていただきまして、いろいろ指摘されたところもあったり、また同時に適正であると認めていただいた点とかもございまして、そういう面では仕事を見直すと同時にまた、働き方改革の中で出来るだけ業務を合理的にやっていくという、ある種、なかなか一つの線上にないような要求をされているところもあると思いますけれども、やっぱりこういう御指摘いただいたことを前向きに受け止めていただきましてですね、更に働き方改革も上手に進めていただき、また工夫していただきたいなと思っておりますのでそういう点でいろいろ知恵を出してもらったり、御苦労いただく点に関しては非常に敬意を表したいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

松嶋委員

はい。すみません、すごく細かいところなんですけど32ページの使用料減免申請書と33ページの使用料還付申請書で申請者のところ、住所、団体名、代表者名っていうのが33ページでは所在地、名称、代表者名になっていてなんか若干この表記が違うんですけどこれは統一してない意図があるのでしょうか。

図書館長

はい、ただ今の御質問についてでございますが、特に意図的に変えたということではございません。様式第1号の減免申請書につきましては、図書館会議室を有料にて貸出を始めたときに作成したものでございまして、様式第2号の還付申請書につきましては、最近、使用料の還付が申請される事案が生じたため、新

たに作成いたしましたことから、松嶋委員御指摘の部分が異なったものでございます。今後、規則改正を行う必要が生じた際に、様式第1号の表記を様式第2号に合わせてまいりたいと考えております。

松嶋委員

はい。何か自分が全然目を通せていない書類があると思うのですが、なるべくその表記とか統一して使用する人もわかりやすくなっていった方がいいかなと思います。他のいろんな書類でも何かそういったところは統一して言ってくれたらなと思います。

川那邊教育長

他にございますか。それでは、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は終了になりますが、他にございませんか。はい。

それではこれもちまして5月定例会を終わらせていただきます。次回は6月24日水曜日、15時から定例会を開催する予定ですので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。